

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付について

学校管理下において生徒が災害に遭い、負傷や疾病を起こしたり、障害が残ったり死亡した場合、その生徒の保護者に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付を行うという制度です。

1 日本スポーツ振興センターへの加入（掛金と給付額）

学校の設置者が、保護者の同意を得て、振興センターとの間に締結する契約により災害共済給付が行われます。

(1) 共済掛金 一人 年 2, 150円（保護者負担は、1, 930円）

(2) 災害共済給付金額（給付基準は、センター法施行令第3条によります。）

ア 医療費

- ・医療保険並の療養に要する費用の4/10が支給されます。
- ・初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5, 000円以上（保険診療で1, 500円以上）負担した場合が給付の対象となります。
ただし、高額療養費の対象となる場合は、センター法により給付額が変わります。
- ・生活保護法、母子（父子）家庭医療費助成制度等で公費適用を受けた場合も対象者になります。

イ 障害見舞金（登下校中の場合は半額）

- ・障害の程度に応じて、4, 000万円(1級)から88万円(14級)が給付されます。

ウ 死亡見舞金

- ・3, 000万円が給付されます。

（運動などの行為と関連しない突然死及び登下校中の場合は1, 500万円）

2 給付の範囲

学校の管理下（授業中・学校行事・部活動中・休憩時間中・登下校中等）における、生徒の負傷（骨折、打撲、火傷等）、疾病（熱中症、異物の嚥下、漆等による皮膚炎等）に対する医療費、障害、死亡が給付の対象となります。

3 給付基準

- (1) 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われません。
- (2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わない時は、時効によって消滅します。
- (3) 損害賠償を受けた時や他の法令の規定による給付等を受けた時は、その受けた価格の限度において、給付を行わない場合があります。
- (4) 生徒が、故意又は自己の重大な過失により負傷したり、疾病にかかったり、又は死亡した時は、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部を行わない場合があります。

- (5) 選定療養費（一定規模以上の医療機関に初診でかかる際、患者が負担する費用）は保険診療外のため、給付の対象外となりますのでご承知おきください。

4 支払い手続き

- (1) 保健室にて、「災害記録用紙」と「医療等の状況」等の用紙を受け取り、翌月の1日までに記入し、保健室に提出して下さい。提出が遅れた場合は、翌月に請求となります。
- (2) 「災害記録用紙」は、詳細に記入し関係者（担任や教科担任、部活動顧問など）へも負傷について連絡して下さい。
- (3) 「医療等の状況」の用紙は、医療機関に提出し、記入してもらいます。
1か月単位の書類のため、続けて医療を継続するときは保健室に申し出て下さい。
- (4) 災害発生日から診療開始日に3日以上開きがある時は、その間の症状と手当の状況を記入して下さい。原則として、7日以上開きがある時は、認定の対象となりません。
(但し、時間の経過に伴って症状が悪化する場合があります。災害発生の原因と経過の因果関係が成り立てば、7日以上開きがあっても対象になることがあります。)
- (5) 医師の治療中、その許可なくして患部を動かして患部を悪化させたり、運動したことにより他の部位の事故を起こした時には、災害給付が中止されることがあります。
- (6) 災害共済給付金は、保護者宛に銀行振り込みをもって、領収書にかえるものとします。